

《書評》

批判・反論・再批判

—藤原浩史氏の所説をめぐって—

川上徳明

はじめに

表題の意味についてはほとんど説明の必要はないと思われるが敢えて一言する。

研究上、他者の見解を批判する場合、先ず批判の対象についての正確な理解を必須とする。誤解に基づくものは単なる妄批に過ぎず、何ら生産的な意味を持たない。妄批に陥らぬためにはその前提として批判者自身の確かな見識を要する。

一方、被批判者はその批判に対して、時にそれを認め、あるいは黙殺し、あるいは反論するであろう。そしてその反論の内容如何によっては再批判することも起こるであろう。

何れの場合も、ここで肝要なのは当事者の誠実さであろうと思う。批判にせよ、反論にせよ、それは問題の止揚に資すべきものであって、それが何らかのためにするものであってはならない。

本稿は以上の問題を具体例に即して考察しようとする。

ここでは藤原浩史「平安和文の依頼表現」（以下〈依頼表現〉と略称）中の「若紫」巻の一文についての氏の解釈をめぐる筆者の批判、それに対する氏の反論、次いで筆者の再批判について述べる。

先ず、問題の例文及びその前後の説明を引用する。

「る・らる」は公的敬語とされ、「す・さす」「給ふ」などとは系統を異にする表現である。『源氏物語』では、大宮↓宰相君、大君↓弁、源氏↓紫上女房の発話に観察され、主人と主だった女房の間に見られるものである。⑥はその一例であるが、北山で源氏が主人面をしているものである。（傍点線・太字筆者）

⑥「御格子まゐりね。物恐ろしき夜のさまなめるを。とのゐ人にて侍らん。人々、近う侍はれよか
し」とて、いと馴れ顔に、御帳の内に入り給へば、「あやしう、思ひの外にも」と、あきれて、誰もくゝゐたり。（若紫）

「まゐる」「さぶらふ」は上位者のもとに下位者が伺候する意味を有するため、動作主体即ち女房達を低めるマイナスの敬意を發揮してしまう語である。（注3）直接の主従の関係において、「参れ」「申せ」などの表現は自然であるが、この場合、相手は他家の女房であるため、卑下機能の解消として末尾に「らる」（筆者注、「る」の誤り）が添えられたのであるが、それでも相手を単なる客人として理解している紫上の女房たちは、その言葉と態度に啞然とさせられる。

右について拙著注で次のように述べた。

藤原浩史「平安和文の依頼表現」はこの「まゐる」「さぶらふ」及び助動詞「る」につき敬語的な面から説明しているが、敬意の対象その他幾つか看過し得ない問題があるのでここで触れておく。

一 右では文中の「さぶらふ」のみならず、「御格子まゐる」の「まゐる」をも、上位者のもとに下位者が伺候する意味にとり、

二 直接の主従関係のない他家の女房に対し、「まゐる」「さぶらふ」というマイナスの効果[・]を發揮してしまう語を使用している、とする。(筆者注、傍点部をここで「敬意」に訂正する)。そして

三 その卑下機能の解消として末尾に「らる」が添えられたのである、という。更に、行文からみて、

四 この二つの謙讓語の敬意の対象を源氏自身ととっていることは疑いなしと思われる。注があり、それによれば、これは常体表現よりも更に敬意度の低い段階のものだというが、敬意の対象が第三者の場合、この解釈は当たらない。これは敬意が話し手自身に向う、いわゆる尊大表現とはその敬語的な構造を異にする。

五 源氏はこの場で、決して女房達に尊大な言葉遣をしているのではない。それは源氏の少納言の乳母に対する言葉「心ざしの程を 見はて給へ」(敬度B)によっても明白である。問題の謙讓語の敬意はともに若紫に対するものであることを知らねばならない。また、源氏は「とのゐ人にて侍らん」と言う。これが随分と若紫を立てた言い方であることも場面の理解に資するであろう。

六 「相手を単なる客人と理解している紫上の女房たちは」源氏の「言葉と態度に啞然とさせられる」とある。しかし、例文を辿れば明らかのように、女房達が「あきれ」たのは、源氏が「いと馴れ顔に御帳の内に入り給へば」であって、何も特別その言葉に啞然としたのではない。

以上は、(一)主として謙讓語についての無理解に基づくものと言わざるを得ないが、また、(二)「侍らはれよかし」の「る」を次のように理解するところに由来しよう。

「る・らる」は公的敬語とされ、「す・さす」「給ふ」などとは系統を異にする表現である。『源氏物語』では、大宮↓宰相君、大君↓弁、源氏↓紫上女房の発話に観察され、主人と主だった女房の間に見られるものである。「侍らはれよかし」はその一例であるが、北山で源氏が主人面をしているものである。(傍点線・太字筆者)

右の「公的敬語」というのは桜井光昭氏の『今昔物語集の語法の研究』他の「公尊敬」説を——恐らくは間接的に——承けるものであろうが、右の「る」にそれを当てはめるのは全くの誤解である。桜井氏の「公尊敬」とは公的立場の支配者を対象とする敬意の表現をいうのであって、「話し手の方が敬意の対象となったものよりも優位に立つ場合」のものは「明らかに公尊敬の例外となる」とし、それを「一般尊敬」とされたのである。右の源氏から紫上女房達に対する「る」は決して「公尊敬」などではない。右の著で、桜井氏も指摘するように、「一般敬語」の「る・らる」は「せ給ふ」「給ふ」と同一系列をなし、これより敬度が低いだけである。(筆者注、傍点部をここで「一般尊敬」に訂正する)なおまた、(三) 命令形の強さを和らげ、優しさを添える「かし」の存在を無視したことも与っている。次の例文5を併せ考えるべきである(筆者補記、例文5とは拙著本文に引用の「人ひとり参られよかし」〈源氏↓少納言〉を指す)。

なお、右の末尾に次の如く記した。

右の論にはこの他にも用例数の誤り、人物の取り違い、適切を欠く説明その他多くの問題が見られるが、ここでは例文に関わる部分に止め、他の論評は控える。

以上、筆者の批判の全文を掲載した。

二

氏は「源氏物語」の敬語表現」(二〇〇九・一一)において問題の例文について

源氏が紫上の女房たちに指示する場面である。身分的にはともかく、本来的には女房たちは源氏に従属していない。下位者でありながら、命令には配慮が必要な場面であると理解できよう。

とし、右の注で、前掲の筆者の批判に対して以下の反論をしている。次がその全文である。

川上(二〇〇五)において、藤原(一九九五)におけるこの部分の解釈について批判を頂いているが、

A 用語「公的敬語」についての誤解から出発している。

B 乳母に対する「給へ」を根拠に、源氏は丁寧な依頼をしているとあるが、乳母と女房に対する使い分けが問題である。

C 「まゐりね」は、紫上に対する敬意があるが、女房たちにはない。

D また、「かし」が丁寧であると氏は述べるが、まだやっていないことを行うように指摘するのは、必ずしも、丁寧とは限らず、むしろ詰問の口調を帯びる可能性すらある。(改行・記号・傍線筆者)

一読、愕然、絶句した。これは一体何か。

右は筆者の批判に対して全く何事も正面から応えていない。事の軽重を拘り替え、かつ個々の問題についても筆者の言を歪曲して詐妄の辞を弄している。要するに全文ごまかしであって、到底まともな反論には程遠い。実に不誠実である。

筆者の批判は

(一) 謙讓語 (二) 「公的敬語」 (三) 「かし」

の三点にあるが、中心は(一)の謙讓語「まゐる」「さぶらふ」の問題であつて、決して(二)の「る・らる」の「公的敬語」の問題に重点があるのではない。(二)は(一)の関連として副次的に取り上げたに過ぎない。しかるに氏は反論の冒頭に、前掲の如く

A 用語「公的敬語」についての誤解から出發している。

として筆者の批判の総てが右用語の誤解に基づくものと断ずる。しからば氏の言う「公的敬語」とは如何なる意味か。そして筆者がそれを如何に誤解しているというのか。何故それを明らかにしないのか。氏はここに到つてもなおこの虚構の用語の問題を糊塗し、自らの非を覆わんとしているのである。よつて改めて氏の言う「公的敬語」の例を確認する。前掲の説明によれば『源氏物語』には

㊦ 大宮↓宰相君 ㊧ 大君↓弁 ㊨ 源氏↓紫上女房

の三例に見られ、「主人と主だつた女房の間にのみ見られるもの」だという。この極少の例をもつて「公的敬語」なる敬語の類を成すとするなど到底尋常の沙汰ではない。しかも右㊨で、如何に「主人面」をしていようと源氏は主人ではない。女房達は勿論紫上の女房であつて源氏の女房ではない。右はまことに不可思議な、あり得ない、強引な見解であつて論外である。また㊦の宰相君は夕霧の乳母であつて大宮の女房ではない。三例中、前掲の条件に相当するのは僅かに㊧の一例のみである。ここに早くも先の規定の自家撞着が顕現する。これを見るだけで既に氏の説の破綻は明白である。更に冒頭に引用した例文㉖の説明によれば「る・らる」は謙讓語による「卑下機能」の解消として添えられたものだという。これが「公的敬語」の機能なのか。しかも三例中謙讓語があるのは㊨のみではないか。

ところで、検討が前後するが、氏は例文㉖に先立って源氏の夕霧に対する例文㉑～㉕を挙げている。いま

その中から「給ふ」を伴わない③④⑤を抄出・引用する。

③「かかると、尋ねいでたるを、用意して、むつびとぶらへ」（玉鬘）

④「あそむや。さやうのおち葉をだにひろへ」（常夏）

⑤「かのわたりの事、思ひ絶えにたらば、……いづくにも、思ひ定められよ」（梅枝）

右の⑤について、唯「こちらには助動詞『らる』が添えられており、若干の敬意が付加されている」とするのみであって、それ以上の説明はない。そしてこれに続いて、問題の「『らる』は公的敬語とされ」云々という見解が出て来るのである。更にその後、例文⑥の説明の末尾の「紫上女房たちは、その言葉と態度に啞然とさせられる」に続き、改行もせず次の説明が出て来る。

これを等質と見ると、③④⑤では、（注4）源氏は社会的上位者として、下位者である夕霧をごく事務的かつ支配的態度で論していると考えられる。（筆者注、右文中の（注4）は氏の注である。太字筆者）右は社会的上位者の、下位者に対する事務的・支配的態度の表現が「公的敬語」と「等質」だという。しかし⑤は「らる」の例であるから当然先の⑦⑧⑨同様「公的敬語」の例とすべきものではないか。そこに如何なる相違があるうか。

更に右三例中、③④⑤は無敬語である。無敬語が如何にして「公的敬語」と「等質」たり得るのか。これでは「非AはAである」というに等しい。

以上、これほど不可解かつ不条理にして奇妙な論理はない。まさに稀代の妄説と評すべきであろう。これは即ち氏の言う「公的敬語」なるもののデータラメ振りを明白に示すものである。

更に先の説明中の（注4）を見るに氏の妄説はその極に達する。

類例として、夕霧をⅡ（筆者注、「給ふ」の意）で待遇する頭中将（内大臣）が、雲井雁との結婚を許可した場面で命令形の表現を使用する例があげられる。感情がからみやすい私的な問題について、

公的・態度で淡々と表現するものと言える。(傍線・太字筆者)

今度は「命令形の表現」——氏は無敬語の動詞命令形のみを「命令形」と称する——を「類例」として、それを「公的・態度」とする。無敬語の動詞命令形が如何にして「公的・態度」なるものを表し、かつそれが「感情がからみやすい私的な問題」を「淡々と表現」することになるのか。ならば『源氏物語』の無敬語の命令形二〇〇例も「公的・態度」の表現なのか。これはあまりにも非論理的で到底理解の限りでない。

右の内大臣の例について補説する。東宮への入内問題で源氏側に敗れた内大臣は結局夕霧と雲井雁との結婚を承伏せざるを得なかったのである。内大臣から夕霧に対する例は三例あるが総て「給ふ」待遇であつて無敬語の例は一として無い。源氏の嫡男であり、既に宰相中将(正四位下)の官位にある夕霧に無敬語で対するなど勿論あり得ないことである。

次は氏が問題とする場面に先立つ例である。大宮の法事の日、内大臣は夕霧に対し次のように言う。

「なか、いとこよなくは堪じ(＝咎め)たまへる。今日の御法の縁をも尋ね思さば、罪ゆるしたまひてよや」(藤裏葉 三・四三三)

この「罪ゆるしたまひてよや」は極めて率直な謝罪表現である。内大臣としてはこの機会に、それまでの夕霧に対する厳しく冷淡な態度を詫びなければならぬ。その思いを一気に表出したのが文末の「てよや」という表現である。

右の旬日後、内大臣は藤の宴にことよせて夕霧を招待する。

「一日の花の蔭の対面の飽かずおぼえはべりしを、御暇あらば立ち寄りたまひなんや」(藤裏葉 三・四三四)

右は③型の表現であつて、間接、婉曲的な依頼の言葉である。しかもここでは更に「御暇あらば」との譲

歩がつく。まことに鄭重である。この二文に続く表現が無敬語の道理がない。なお、この招待は内大臣が夕霧と雲井雁との結婚を承認したことを意味する。なおまた、この「わざと」の、格別な招待によって先方の意を察した源氏は夕霧が内大臣家の婿になることを許している。

先の(注4)は、あろうことか次の場面を誤読したものと見て間違いない。

やうやう夜更けゆくほどに、いたうそらなやみをして、(夕霧)「乱り心地いとたへがたうて、まかでん空もほとほとしうこそはべりぬべけれ。宿直所ゆつりたまひてんや」と中将(柏木)に愁へたまふ。

大臣、「朝臣や、御休み所もとめよ。翁いたう酔ひすすみて無礼なれば、まかりいりぬ」と言ひ捨てて入りたまひぬ。(藤裏葉 三・四四〇 内大臣↓柏木)

波線部は夕霧の柏木に対する依頼、続く大臣(内大臣)の言はわが子柏木に対するもので夕霧に対するものではない。それ故に無敬語なのである。「朝臣や」は例文④(源氏↓夕霧)同様わが子に対する呼び掛けである。前掲(注4)はかかる信じ難いほどの誤解に基づくものであるが、これは物語の経緯をつゆ知らぬ臆断に因する。

ここで一旦以上の錯綜した内容を概括する。

氏の言う「公的敬語」とは初め「る・らる」を指していた。ところが例文③④⑤では「る・らる」無しの動詞命令形(③④)をも⑥と「等質」と見做した。更に前掲(注4)では同じく無敬語の一例を「類例」としてそれを「公的態度」と称する。即ち「公的敬語」の内容は「る・らる」を離れて変転し、遂に動詞命令形をいうものになった。まさに支離滅裂と評すべく、「公的敬語」なる幻影は氏自らの説明につれて雲散霧消してしまつたのである。これはこの用語が如何に荒唐無稽の、実態なき幻想に過ぎぬものであつたかを如実に物語る。

ここで改めて氏の主張を根本的に否定する事実を提示する。氏は「公的敬語」の例として僅かに前掲の三例を挙げるのみであるが、『源氏物語』には右を含め次の例がある。

- 1 侍はれよかし。(若紫 一・二一七 源氏↓紫上女房たち)
- 2 参られよかし。(若紫 一・二二六 源氏↓少納言(若紫乳母))
- 3 思ひ定められよ。(梅枝 三・一七六 源氏↓夕霧)
- 4 言ひなされよ。(乙女 二・二九六 内大臣↓雲井雁乳母)
- 5 書き出だされよ。(行幸 三・九五 内大臣↓近江君)
- 6 聞えなされよ。(総角 四・四〇一 大君↓弁)
- 7 つくろひなされなんや。(松風 二・一九二 明石入道↓預りの男)
- 8 許されなむや。(常夏 三・一一 源氏↓内大臣君達他)

なお、右は夙に川上(一九七六)において例示し、拙著(二〇〇五)で再掲したものであり、例文の所在も当時底本とした「大系」によって示してある。

右の諸例で「主人と主だった女房の間」に用いられたのは6の「大君↓弁」の一例のみである。この事実は氏の「公的敬語」なるものの見解が如何に実際と乖離したものであるかを端的に物語る。

しかも右の第2例は第1例即ち問題の例文⑥と全く同構造である。

- 侍はれよかし。(源氏↓紫上女房たち)
 参られよかし。(源氏↓紫上乳母少納言)

先の例文⑥の後、紫上は父兵部卿宮の邸に迎えられることになった。それを知った源氏は先手を打って紫上を急ぎ二条院へ移してしまう。右は源氏が少納言の乳母に対し、「(紫上のお供をして)人ひとり参られよ

かし」と言ったのである。謙讓語「参る」の敬意は紫上に対するものなること言うまでもない。

氏の論にはかかる重要な例文も脱落している。

更に氏が問題とした先の三例中⑦は——氏は例文を示さないが——禁止表現「むつかしきことな聞こえられそ」(少女 三・五五 大宮↓宰相君)の例である。ならば源氏↓夕霧の例文⑤の直後の次の二例

「すぎずきしき心使はるな。…心のままなるふるまひなどものせらるな」(梅枝 三・四二四)

及び源氏↓大輔命婦の

「こと人の言はむやうに、咎なあらはされそ」(末摘花 一・二七〇)

の例を何故挙げぬのか。更に話し手が源氏以外の

「今はひとつ口に言葉なませられそ」(常夏 三・二四七 近江君↓五節侍女)

の例がある。これではもはや用例の検索もれ(論文結論部の言)などというレベルの問題ではない。ここに「検索もれ」とあるように氏の論文は総ていわゆる索引論文と見られるが、索引論文では用例を尽くすことは到底不可能なのである。それにしてもこれではあまりにも杜撰に過ぎる。

以上、『源氏物語』における「る・らる」の実相を述べた。これを要するに「る・らる」の用法が話し手、聞き手の主従関係に限定されたり、性別によって制約されたりすることは決してない。なおまた、これは到底「公的」と称すべきものではない。内輪の「私的」な場面における用法と見るべきものである。否、「る・らる」を公私の観点から検討する意味は全然ないのであり、ここに氏の主張を全面的に否定する。なお、右に示した諸例は禁止表現の場合も含め「る・らる」の敬度が「たまふ」に比し低いことを判然と示している。

因みに他作品の例を見るに『宇津保物語』(「新編」)には「る・らる」の命令表現の例が三二例あるが、その多くは朱雀帝・嵯峨院・今上から廷臣仲忠他に対するものである。この事実もまた「給ふ」に比し

「る・らる」の敬度が低いことの確実な証左と見られる。

ところで、氏の説明にはいま一つ特に看過すべからざる一言がある。それは例文⑥に先立つ説明冒頭の「る・らる」は公的敬語とされ、

との表現である。これは「公的敬語」というタームが既に世に行われていることを意味する。勿論これは全くの詭弁、虚妄であったが、愚直な筆者はこれをあまりにも正直にとり過ぎた。巧みな氏の措辞に乗せられたのである。まことに迂闊であった。筆者が先に桜井氏の説に触れたのも徒勞であった。ただし、一言補足すれば、公にする研究論文において、氏が恬然としてかかる虚構の用語を振り翳し、あまつさえ、それが世に通用しているかの如く装うとは全く夢寐にも思わなかったのである。この前提には筆者の「研究者性善観」があつた。しかしこれは素朴に過ぎた。

なお、この用語はこの反論以後全く影を潜め、二度と用いられることがない。自説の非を認めたものと見て間違ひなからう。

以上を氏の反論Aに対する批判とし、次に反論Bを見る。

三

B ① 乳母に対する「給へ」を根拠に、源氏は丁寧な依頼をしているとあるが、

② 乳母と女房に対する使い分けが問題である。

先ず①について見るに、筆者は前掲五において、「丁寧な依頼」などという表現を全然していない。右は信じ難い虚妄の辞である。筆者は「源氏はこの場で、決して女房達に尊大な言葉遣いをしているのではな

い」と指摘し、この場合全体を問題としたが故に、乳母に対する敬語表現にも言及したのである。従って、右⑥で、殊更両者に対する「使い分け」を問題にしても何ら反論の意味はない。そもそもBは筆者の批判の辞を歪曲、虚構しており、これは反論以前の問題である。

なお、源氏が両者に対する敬讓表現を区別しているのは源氏の言葉遣いの的確さを物語るものであろう。

次に移る。反論Cで

「まゐりね」は紫上に対する敬意はあるが、女房たちにはない。

と言う。氏は例文⑥の説明で、紫上に対する敬意については全く何も言及していない。紫上に対する敬意を指摘したのは筆者の批判五においてである。従って右は筆者の言を巧みになぞったものであり、筆者の批判を是認したことになる。反論の意味がない。「御格子まゐる」について以下細説する。「御格子まゐる」とは、上位者に対する奉仕として格子を上げ、またはおろす意である。従ってこれは一種の連語、成句と見るべきものである。しかるに氏は句中の「まゐる」を分離、抽出し、「さぶらふ」と共に「伺候」の意とする。尋常では考えられない誤解である。なお、単独の「まゐる」にも伺候の意味はない。

しかもこともあるように、この二つの謙讓語の敬意の対象を話し手源氏自身に対するものとしている。これに関し、例文⑥の説明中の(注3)を次に引用する。

動作主体≡聞き手を卑下する機能を持つ語彙は、単なる命令よりも敬意が下がる表現である。完全に自分に従属するものに対してのみ使用され、Ⅲ(筆者注、無敬語)よりもさらに敬意度の低い段階を形成することになる。

驚くべし、右傍線部は例文⑥の説明、更には例文そのものの存在までも否定するものではないか。氏は例文⑥の説明において、「相手は他家の女房である」とした。勿論この言の如く女房達は源氏に従属していな

い。そしてまた女房達も源氏を「単なる客人と理解している」とする。即ち文中の二つの謙讓語は「完全に自分に従属するものに対してのみ使用され」たものではない。よってこの例文はあり得ないこととなる。

これが氏の謙讓語についての信じ難いほどの誤解に因ることは言うまでもなからう。氏には次の二つの謙讓語の敬意の対象が区別出来ないのである。

1 (紫上に)「まぬれ」・「さぶらへ」——敬意の対象「紫上」

2 (われに)「まぬれ」・「さぶらへ」——敬意の対象「われ」

氏は謙讓語を総て2と解する。2しか無いのである。

平安和文の表現論を専らとする研究者が謙讓語についての右の最も基礎的、初歩的な認識を欠く。これはまことに驚くべきことではないか。これでは反論は疎かそもそも論文が成り立たぬであらう。例文⑥の説明及び(注3)はこの謬妄に由来する。まことに信じ難いことと評する外はない。

なお、謙讓語は右1・2共に決して動作主体を低めることを意図するものではない。更に「卑下」とは自らへりくだることを言うのであって、聞き手乃至第三者を「卑下」させることはない。即ち源氏が女房たちの行為を「卑下」させているのではない。この点からも例文⑥及び(注3)の説明は認め難い。

右に関し、次に氏の「科研費報告書」(二〇〇九・三)中の説明を引用する。右報告書は「反論」に若干先立つものであり、その意味で反論内容との関係に注目するのである。

北山において源氏は来訪者であるから、何かを指示できる立場ではないが、紫上の保護者気取りで女房たちに指示している。しかし、「侍ふ」のように主体(聞き手)卑下・客体尊敬(話し手)がセットされてきていることばを使い、「かし」と念を押す場合には「る」が付加され、その失礼を回避している。

これが氏のその後の一つの帰結なのであるが、まさに謬妄の凝結と評すべきものである。

右は「侍ふ」の敬意が「話し手」源氏自身に対するものなることを確言しているのである。これでは「侍

ふ」は尊大語となる。問題の〈依頼表現〉以後十数年を経ているが遂に謙讓語の機能が理解出来ずにいるのである。否、誤解は一層明確になったと言うべきか。もはや頑迷と評する外はない。

しかもここでは

謙讓語＋「かし」

は「失礼」だから、その失礼を「る」によって回避していると言う。この論理にはただ啞然とする。本報告書では「る・らる」は「失礼を回避」するものとの主張を繰り返しており、それを要約して

主体尊敬の形式には、「給ふ」型と「る・らる」型があるが、後者は尊敬というより、失礼の緩和である。（傍線筆者）

と言う。更にこれを

行為指定に関わる敬語形式の選択規則

だと称する。独善、臆断もここに極まる。まさにドグマである。

そしてここにはあれほど強調された「公的敬語」なる言葉はさらに無い。筆者の批判に対する反論の核心でもあったこの語はどこかに吹き飛んでしまった。これはこの語が如何に空虚な幻影に過ぎぬかを自ら表明するものであろう。

因みに、問題の例文を「北山」でのごととするのは〈依頼表現〉以来の誤りであるが、これは前述の如く氏の論文がいわゆる「索引論文」なることの端的な表れである。かかる場面の誤解は氏の論に頻出するが、これについては別稿に譲る。

四

本題に戻り、反論最後のDに進む。ここは細分して再掲する。

D ①「かし」が丁寧であると氏は述べるが、

② まだやっていないことを行うように指摘するのは、

③ ①必ずしも、丁寧とは限らず、

④ ①むしろ詰問の口調を帯びる可能性すらある。

右はまたしても筆者の言を歪曲している。そもそも批判内容を掘り替え偽ったのでは既に反論たり得ない。右は虚構の論理を弄んでるに過ぎず、筆者の批判とは全く何の関係もない。ここは要するに①を否定し、むしろ②であるというのであるが、歪曲を前提にそれを「むしろ」と言おうが、あるいは「逆に」と言おうがそれは到底寸毫も反論としての意味がない。以下細説する。

先ず①について言う。筆者は批判(三)で、

命令形の強さを和らげ、優しさを添える「かし」の存在を無視したことも(誤解に)与ってしよう。

としたのであって、「かし」について「丁寧」とは一言も述べていない。先のBでも、筆者が源氏の言を「丁寧」としていると曲筆するが、筆者は批判の全文を通じて全く唯の一度もこの語を使用していない。何を意図してかかる歪曲、虚妄を繰り返すのか。

続く②では、あるうことか、「かし」は「まだやっていないことを行うように指摘する」ものだと言う。これには啞然とした。命令表現は総て「まだやっていない」ことについて言うこと勿論であって、既に実現していることを要求することはない。従って右は全く無意味である。

しかもこれは命令形述語、ここでは「侍はれよ」の機能であって、「かし」はそれには寸毫も関与しない。そもそも終助詞「かし」が右の如き文相当の具体的な内容を表現することなど論理的にもあり得ない。即ちこれは日本文法学の見地からも完全に否定される。

なお、⑤文末の用語「指摘する」について一言する。「指摘」とは「指示」と違って、欠点・不満・間違い・疑問等、総じて謂わばマイナスの問題点を取り上げるものである。しかし、「かし」がそのような咎め立てすることなど絶対が無い。

◎は右⑥の帰結であるが、⑦は既に論外であるから①について見る。

「詰問」とは相手の非を責め、厳しく問い詰める意である。ではここで源氏は女房たちに対し、何を責め、何を問い詰めているのか。更に右で確認した如く⑥は命令表現一般の機能である。とすれば命令表現は総て「詰問の口調」によってなされることになるのか。この⑥↓◎の、あまりに不条理な、あまりに放埒な妄説には唯ただ惘然、絶句する外はない。

なお、◎は甚だ持つて回った言い方をしており、特に文末では「可能性すらある」と言う。ならば何故それを詳らかにせぬのか。

要するに反論Dは筆者の批判の歪曲、捏造に発し、かつは「かし」について放恣極まる異様な妄説を主張するものであって、まさに正気の沙汰ではない。これは反論以前の問題である。

筆者は拙著「本論 第六章」において『源氏物語』の〈命令形＋「かし」〉の全四八例を三七頁に互つて具に検討している。

右の「かし」の例を話し手、聞き手の性別によって整理したのが次の第一表である。

第一表「かし」の性別用例数

	話し手↓聞き手	総数	かし	%	
イ	男↓男	一六二	二	一・二	七・五
ロ	男↓女	二九三	三二	一〇・九	
ハ	女↓男	五三	六	一一・三	八・八
ニ	女↓女	一〇七	八	七・五	
計		六一五	四八	七・八	

表の「総数」とは命令・勧誘表現の数をいう。性別の整理であるから全用例中、物怪・神仏等に関わる二七例は除外してある。なお、この二七例中に「かし」の例はない。

右には話し手・聞き手の性別に関し著しい偏りが見られる。即ちロの例がその大半を占め、逆にイの例は僅かに二例のみである。この事実は端的に「かし」の意味、その表現価値との関りを予想させる。以下拙著の結論を抄出する。「かし」は

命令形で言い放つては強過ぎる場合、それを和らげ、優しく丁寧相手に相手に説き聞かせる調子の語である。「かし」を添えた文は命令というよりは依頼乃至勧誘とみるべきものが多い。

そしてこれは話し手の場面への顧慮、相手の立場や心情への配慮によつて生まれる。従つて、激情をそのまま表現するような場面では全く用いられない。

優しさは時に親昵あるいは狎昵の調子をもたらす。これは延いて男から男への用例の少なさ、特に大

の男同士の用例がほとんど見られぬことに繋がるであろう。

なお、この見解は『源氏物語』に限らず、平安時代の物語・日記等二四作品中の計一八九例にもそのまま適当するものである。

以下若干の例を示す。先ず用例の多い源氏について見るに「かし」の全一七例は総て女性に対するものである。

げにとほほ笑まれたまひて、「げに、いづれか狐ならんな。ただはかられたまへかし」となつかしげにのたまへば、女もいみじくなびきて、さもありぬべく思ひたり。(夕顔 一・一五四)

右は源氏が名も知れぬ夕顔の女を誘う言葉であるが、傍点部に見る如くその言葉は優しい。北山で若紫の素性を聞いた源氏は、僧都や女房に尼君へのとりなしを依頼する。

「おのづから、さるやうありて聞こゆるならんと思ひなしたまへかし」とのたまへば、入りて聞こゆ。(若紫 一・二一六 源氏↓紫上女房)

これも依頼者としての言で、源氏は女房に対しても「たまふ」を繰り返して、また③型(「聞こえたまひてむや」)による間接・婉曲的な表現をしている(省略部)。即ち源氏の言葉は鄭重で優しいのである。

句宮の例を見る。句宮の女に対する命令表現は一八例あるが、その三分の一に当る六例に「かし」が見られる。この使用率の高さは他に類がない。「あだ人」らしく女性の接し方が殊に優しいのである。いま問題の部分のみ抄出する。

うち語らひたまへかし。(早蕨 句宮↓中君)

さしいらへしたまへかし。(宿木 同)

今はのたまへかし。(浮舟 同)

今日は物忌など言へかし。…たがためにも思へかし。(浮舟 句宮↓右近)

我がもとにあれかし。(蜻蛉 匂宮↓侍従)

浮舟への愛の故にその侍女の右近・侍従に対しても優しく接する。以前はなにばかりの者でもなかった侍従であるが、なき浮舟のゆかりの故に「睦しくあはれに思さ」れて、侍女として傍らに置こうとする。ただし「我がもとにあれ」あるいは「我がもとにさぶらへ」と言い放つのではない、「我がもとにあれかし」と優しく求めているのである。

この匂宮の対極にあるのが柏木である。柏木の女に対する命令表現は一一例見られるがそこに「かし」の例は皆無である。

柏木は女三の宮の代わりにその姉二の宮を妻に迎えるが、なお女三の宮への思慕を抑えることが出来ない。柏木が女三の宮の侍女小侍従を語り、強引に手引きを依頼する時、柏木は必死なのである。冷静さを欠き、ひたすら懇願、嘆願する柏木には相手の立場や心情を顧みる余裕はない。女三の宮に対しても「あはれとだにのたまはせよとおどし聞ゆる」時、柏木には何も見えていない。ただ自らの激情を直接的、直線的に相手にぶつけるのみである。そこには表現を和らげ、優しく相手に語り掛ける「かし」の入り込む余地はない。激情と「かし」とは共起しないのである。

右と全く同様の例が『宇津保物語』に見える。

「あが仏、助け給へ。…よきに聞こえ給へ」…「あが仏、…なほなほもの聞えむ。たばかり給へ。おぼるげにてはかく聞こえじ。身の内に火の燃ゆる心地すばぞや。助け給へ」と、血の涙を流してのたまへば、(菊の宴 源実忠↓兵衛の君)

これはあて宮の懸想人実忠の、あて宮の女房兵衛の君に対する嘆願、愁訴の言である。「火の燃ゆる心地」から「血の涙」を流して「助け給へ」「助け給へ」と訴えているのである。繰り返される「あが仏」も相手に縋りつくような響きを持つ。かかる場面に表現を和らげ、平静に相手に説き聞かせるような「かし」が用

いられることはない。

以上、前述柏木や右実忠の言に「かし」の例が見られぬことは、謂わば逆光によって「かし」の表現価値を窺わせるものと言えようと思う。

次に女から男への例として紫上から源氏に対する場合を見る。

(紫上が) やがて(源氏の) 御膝によりかかりて寝入りたまひぬれば(源氏は) いと心苦しうて、
「今宵は出でずなりぬ」とのたまへば：「さらば寝たまひぬかし」とあやふげに思ひたまへれば、か
かるを見棄てては、いみじき道なりとも、おもむきがたくおぼえたまふ。(紅葉賀 一・三三四)

紫上はこの時一一歳、年齢に比して言動は甚だ子めかしく、乳母に注意されてもいる。この「寝たまひぬかし」という表現も幼い言葉つきで、「御殿籠れ」といった改まった言葉遣いではない。更にこの「かし」にも甚だ打ち解けた調子が感じられよう。優しさは時にこうした親昵の調子を帯びるが、それは男同士では使いにくかったものであるうと思う。

前述の如く男から男への「かし」の例は限られているが、次に匂宮の例を見る。

「内裏ならで(私の二条院の) 心やすき所にも、時々は遊べかし。(二条院は) 若き人どものそこは
かとなく集まる所ぞ」とのたまふ。(紅葉 五・五〇 匂宮↓大夫の君)

右は匂宮の、幼い大夫の君(殿上童)に対するものである。両者は特殊な愛情関係にあるものと解されている。匂宮の言葉が甚だ優しい感じであるのもそこに由来するものであろう。

男から男への残る一例を引く

「わざと(右大臣の迎えが) あめるを、早うものせよかし。(弘徽殿腹の) 女御子たちなども生ひ出
づる所なれば、なべてのさまには思ふまじきを」などのたまはす。(花宴 一・三六四 桐壺帝↓源
氏)

右は右大臣邸の藤の宴に招かれた源氏に、父帝が訪問を促している言葉である。無敬語であるが「かし」を添えて優しい。なお、これは成人男子間の唯一の例である。

以上「かし」の多数の用例を見て来た。何れも命令形の強さを和らげ、優しさを添えるものである。

ここで現行古語辞典の一に見る「かし」の見解を参照する。ここでは「かし」について、

強めたり、念を押しという気持ち、また、ときにはやわらかくもちかけたりする気持ちを添えるのに用いられる。…ね。…よ。…なあ。

として用例を挙げ、次に「解説」として、

命令（禁止）の表現に添えると、強く押し付ける気持ちになるような印象を受けやすいが、使われた場

面から見ると、やわらかに丁寧にいう気持ちらしい。（『例解古語辞典』三省堂傍線筆者）

とする。まさに我が意を得たりの感を強くする。

問題の例文「侍はれよ・かし」も軽い敬意を含めた命令形に「かし」を添えて和らげた形で、優しく命じているものと確言する。

むすび

以上、氏の反論の総てを検討した。

冒頭に再掲した筆者の複数頁に及ぶ詳細な批判に対して反論は僅々数行に過ぎない。この量的な乏しさはまた直ちにその質の不毛、不当につながる。

初めに指摘したように、これは筆者の批判に対し一としてまともに応じたものではない。のみならず、これは繰り返し筆者の批判内容を歪曲すると共に、あり得ない詐妄の言を弄したものである。特に反論

Dはその極をなし、まさに言語道断と評しておく。

一方筆者が批判の中心とした肝心の謙讓語「さぶらふ」についてはさらに一言半句も触れない。詭弁し得ぬことには触れずにおくには如くはない。不可触、不可触。これは氏の常套の手法である。

要するにここには批判に対して正面から答えようとする誠実さが微塵も見られない。またその内容にも全く見るべきものがない。筆者はこれを全否定する。

(依拠した本文の所在について一言する。氏は「日本古典文学大系」の巻名を記すのみであるが、筆者は近時の読者の便を考え、「新編日本古典文学全集」により、その巻名・冊・頁を記した。)

引用文献

- 川上徳明 (一九七六) 「源氏物語の命令・勧誘表現」京都大学文学部「國語國文」五〇七号
 川上徳明 (二〇〇五) 『命令・勧誘表現の体系的研究』おうふう
 藤原浩史 (一九九五) 「平安和文の依頼表現」『日本語学』明治書院
 藤原浩史 (二〇〇九) 「古代語の依頼表現」野田尚史編科学研究成果報告「日本語の対人配慮表現の多様性」
 藤原浩史 (二〇〇九) 「源氏物語」の敬語表現」紫式部学会編『古代文学論叢』第十八輯武蔵野書院
 小松英雄他編『例解古語辞典第三版』一九九二年一月一日第一刷三省堂